

(仮称) 育児ヘルパー事業について

1 事業の目的

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦がいる家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 支援内容

家事支援及び育児支援を中心に実施する。

具体的な支援内容については、事業所からの聞き取り及び他都市の事例を参考に検討する。

家事支援（例） 食事準備、洗濯、掃除、買い物代行サポート等

育児支援（例） 授乳や沐浴の介助、オムツ交換、兄弟の保育所送迎等

※その他、妊産婦さんの不安や悩みを傾聴し行政に繋ぐなど、市と連携しながらサポート

3 支援対象者(案)

- (1) 産後4か月未満の支援を必要とする家庭
- (2) 特に支援が必要と認められる妊婦や未就学児のいる家庭

4 事業実施方法

外部委託による実施を予定。

社会福祉法人やNPO法人、介護事業所など、受託可能性のある団体から聞き取りを行っており、事業者説明会を開催し意向確認を行う予定である。

5 訪問支援員(育児ヘルパー)の要件

市が実施する（又は市が認めた）研修を修了する必要がある。

訪問支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等になることも可能であり、資格要件は問わない。

6 事業スケジュール

